○苫小牧市文化会館条例

昭和54年９月27日

条例第21号

改正　平成３年３月11日条例第３号

平成３年７月13日条例第12号

平成３年12月19日条例第21号

平成14年７月５日条例第20号

平成17年６月29日条例第19号

平成17年12月29日条例第43号

平成21年７月１日条例第18号

（設置）

第１条　本市における文化及び教育の振興を図るため、苫小牧市文化会館（以下「会館」という。）を苫小牧市旭町２丁目８番19号に設置する。

（事業）

第２条　会館は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)　文化活動の練習、発表及び教育の研修、集会の場を提供すること。

(2)　各種の公演、展示等を企画し、実施すること。

(3)　その他文化及び教育の振興に必要な事業を実施すること。

（使用許可）

第３条　会館を使用しようとする者は、あらかじめ苫小牧市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

２　委員会は、前項の許可をする場合において、会館の管理運営上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

３　委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。

(1)　公安又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。

(2)　会館及びその備付物件をき損し、又は滅失するおそれのあるとき。

⑶　その他会館の運営上適当と認められないとき。

４　会館は、同一の者が引き続き３日（展示の用に供するときは７日）を超えて使用することはできない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用料）

第４条　前条の規定により会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

２　使用料は、前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

３　既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことのできない理由により会館の使用が不能になつたとき、又は特別の理由があると認めたときは当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用の禁止）

第５条　使用者は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又は会館を使用する権利を他人に譲渡し、若しくは他人に転貸してはならない。

（特別な設備等の許可）

第６条　使用者は、会館の使用に当たり特別の設備をし、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

（使用許可の取り消し等）

第７条　委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは使用許可の条件を変更し、又は使用を停止することができる。

⑴　使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

⑵　使用者が使用許可の条件に違反したとき。

⑶　使用許可の申請に不正があつたとき。

⑷　会館の管理運営上支障があるとき。

（原状回復の義務）

第８条　使用者は、会館の使用を終えたとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

（賠償）

第９条　使用者が建物又は附属物若しくは備付物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（販売行為等の制限）

第10条　会館（会館の敷地内を含む。）において、委員会の許可を受けた者以外の者は、物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をしてはならない。

（指定管理者による管理）

第11条　委員会は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

⑴　第２条各号に規定する事業の計画及び実施に関する業務

⑵　会館の使用許可及びその取消し等に関する業務

⑶　会館の維持管理に関する業務

⑷　その他会館の管理運営上必要と認める業務

２　指定管理者に前項第２号に掲げる業務を行わせる場合における第３条、第６条、第７条及び前条の規定の適用については、第３条第１項中「苫小牧市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、並びに同条第２項から第４項まで、第６条、第７条及び前条中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第12条　委員会は、前条第１項の規定により指定管理者に会館の管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。

２　使用者は、第４条第１項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

３　利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内であらかじめ委員会の承認を得て指定管理者が定める額とする。

４　指定管理者は、あらかじめ委員会が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

５　既納の利用料金は、あらかじめ委員会が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

（委任）

第13条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この条例は、規則で定める日（昭和54年11月３日）から施行する。

附　則（平成３年３月11日条例第３号改正）

この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成３年７月13日条例第12号改正抄）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年12月19日条例第21号改正）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の苫小牧市文化会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成14年７月５日条例第20号改正）

この条例は、平成14年７月６日から施行する。

附　則（平成17年６月29日条例第19号改正抄）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成17年12月29日条例第43号改正）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の苫小牧市文化会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成21年７月１日条例第18号改正）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

別表（第４条、第12条関係）

１　ホール使用料金表（第１号楽屋及び第２号楽屋の使用料を含む。）

使用区分＼時間区分		午前	午後	夜間	1日
入場料を徴収しない場合又は入場料が1,000円以下の場合	平日	5,850円	9,750円	13,650円	25,350円
	土・日祝祭日	7,800円	11,700円	15,600円	29,250円
入場料が1,000円を超え2,000円以下の場合	平日	9,750円	15,600円	19,500円	37,050円
	土・日祝祭日	13,650円	17,550円	23,400円	44,850円
入場料が2,000円を超える場合	平日	19,500円	31,200円	39,000円	74,100円
	土・日祝祭日	27,300円	35,100円	46,800円	76,700円

２　展示ホール使用料金表

室名＼種別	単位	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
大展示ホール	1日につき	2,900円	5,850円
小展示ホール		1,950円	3,900円

３　練習室等使用料金表

室名	午前	午後	夜間	1日
第1号楽屋	400円	400円	600円	1,200円
第2号楽屋	400円	400円	600円	1,200円
楽屋控室	400円	600円	800円	1,600円
美術陶芸室	600円	800円	1,000円	2,000円
第1会議室	400円	600円	800円	1,600円
第2会議室	600円	800円	1,000円	2,000円
第3会議室	600円	800円	1,000円	2,000円
第4会議室	600円	800円	1,000円	2,000円
総合練習室	600円	800円	1,000円	2,000円
和室	800円	1,200円	1,200円	2,800円
第1研修室	600円	800円	1,000円	2,000円
第2研修室	600円	800円	1,000円	2,000円
第3研修室	600円	800円	1,000円	2,000円

４　備付物品及び暖房使用料金表

備付物品使用料	市長が別に定める額
暖房使用料	10月15日から翌年5月15日までの期間（気候により変更した場合はその期間）において各室につき時間区分ごとに市長が別に定める額

備考

１　この表において「入場料」とは、入場料、会費、参加料その他これらに類するものをいう。

２　各時間区分の開始及び終了の時刻は、規則で定める。

３　入場料の額が２以上定められている場合は、その最高額をもつて入場料の額とする。

４　本市以外に住所又は事務所を有する者が使用する場合の使用料の額は、

この表（備考を除く。次項において同じ。）の使用料の額の10割増の額とする。

５　物品の販売等の営利行為を伴う場合の使用料の額は、この表又は前項の使用料の額にこの表の使用料の30割に相当する額を加算した額とする。

６　特別の理由により、各時間区分の開始時刻前又は終了時刻後に使用を許可する場合は、規則で定めるところにより計算した額を、この表の使用料の額に加算する。